

7 部活動

(1) 部活動の目標・・・協力・友情・忍耐・創造の精神

- ① 健全な趣味、特技を育て、余暇を有意義に活用できる知識、技能、態度を身につけさせる。
- ② 同好者の集団の中で、リーダーシップ、奉仕と協調の精神を養う。
- ③ 自主的・自発的な活動を促進し、生涯学習の基礎づくりの場とする。
- ④ 集団活動を行う中で友情を深め、社会性を養い、教師と生徒、上級生と下級生間の豊かな人間性を育てる。
- ⑤ 体力の向上、健全な精神や情操を育む態度を育てる。

(2) 基本方針

- ① 部活動は教育活動の一環として指導する。
- ② 部活動は、全教師であたるものとする。
- ③ 顧問・副顧問・コーチ・部活動指導員（以下、顧問等という）、部員、保護者が三者連携を密にしながら、共通理解のもと協力体制を確立しながら指導していく。
- ④ 教師と生徒、上級生と下級生が相互の信頼と友情と協力に結ばれた状態を保ちながら指導していく。
- ⑤ 部活動を通じて、スポーツ精神を養いつつ、いかなる場においても動じない生活態度、マナー（スポーツマンシップ）が身につくようにする。
- ⑥ 家庭生活や学校生活においても、自主的・自発的に計画し、実践活動にも参加して、他の生徒の模範となるよう指導する。
- ⑦ 原則として、毎週水曜日と第三日曜日（家庭の日）は活動を休みとする。
- ⑧ 原則として、土曜日・日曜日のいずれか一日は休みを設ける。
- ⑨ 一日あたりの練習時間は平日 2 時間程度、休日においては 3 時間程度の時間設定とする。
* 2 時間を越える場合は、学校長の承認を得ること
* 休日の場合練習試合等での移動時間や試合の待ち時間、昼食時間等は除く。
(南城市部活動ルールブックに記載内容)
- ⑩ 長期休業中は家族とふれ合う時間や各種の体験的活動の時間が確保できるように、週 1 から 2 日程度の休養日以外に、まとまった休みを設ける。また、夏休み、冬休みなど閉庁期間は部活動を停止とする。

(3) 部員の心得

- ① 顧問等の指導は素直に受け入れる。
- ② キャプテンは常に顧問等と連絡を密にし、練習がスムーズにいくように務める。
- ③ キャプテン及び部員は常に安全面に気を配って活動する。
- ④ 礼儀を重んじ、先生方や保護者、部員間の挨拶も活発に行えるようにする。
- ⑤ 職員室での対応は礼儀正しく行い、用件をはっきり言えるようにする。
- ⑥ 常に動作は機敏にし、下校時は寄り道、買い食いは絶対にしない。
- ⑦ 金銭は持ってこないようにする。万一金銭を持ってきた場合は顧問等に預けるようにし紛失や盗難には充分気をつける。
- ⑧ 活動はユニフォームや部着を着用し、スポーツをするのにふさわしい服装で行う。
- ⑨ 部員は文武両道をめざし、部活動だけでなく、学習にも一生懸命取り組む。

- ⑩ 同級生は相互に信頼し合い、友情を深め、下級生からは尊敬される上級生となり、また、下級生を信頼して頑張る。
 - ⑪ 家族などから、部活動をさせてよかったと思われるように努力する。
 - ⑫ 常に知念中学校の生徒としての誇りと自信を持って行動する。
- ※ 自主的・意欲的・積極的・創造的な練習に努めよう。

(4) 部活動規定

① 活動（練習）に関すること。

ア 活動は、顧問等がつくこととする。

イ 活動時間は厳守すること。

活動時期	通年
活動終了時刻	18 時 00 分(下校 18:15)

ウ 部には、キャプテン 1 名、副キャプテン 1 名を置くものとする。

エ 長期休業中の活動は、午後 4 時までとする。

オ 休日等も自転車、スリッパでの登校は禁止する。

カ 学校の行事、学級の活動を優先する。

キ 部室や用具室等は、常に保清に心がけ、各顧問が責任を持って管理する。

ク 普通教室・特別教室等を使用する場合は、必ず担当教師の許可を得て使用する。

ケ 合宿は、顧問が所定の用紙に記入し、校長の許可を得なければならない。

コ 休日や長期休業日の携帯電話等の校内への持ち込みは送迎の連絡等に限り認める。校外における大会や練習試合については、顧問（副顧問）と確認のもと、対応することとする。

サ その他、必要なことは部顧問会で決定する。

② 対外試合に関すること

ア 大会および練習試合は、顧問（副顧問）がついて行う。

イ 部設置をしていない競技の大会の引率は、副顧問を充てるものとする。

ウ 大会に関する費用やチーム登録料（個人は除く）は、教育予算等の割り当てでまかなう。

③ 指導者に関すること

ア 部顧問・副顧問は本校教師とし、学校長が委嘱するものとする。

イ 外部指導者については、「知念中学校部活動外部コーチ規則」に定め、学校長が委嘱する。

ウ 部活動指導員については、「南城市部活動指導員の任用」についての流れを経て申請を市教育委員会に申請し、市教委育委員会が任命する。

④ 下校に関すること

下校は、活動終了後すみやかに行うこと。

⑤ 規定違反について

下記の規定に違反した時、部活動の停止または、大会への出場停止（個人・チーム）を命じる場合がある（部顧問会で審議し、決定する）。

ア 活動時間の違反。

イ 服装・身なりの違反。

- ウ 練習後の後片づけや部室の戸締まりを怠ったとき。
- エ 買い食いをしたとき（登下校時）。
- オ その他、他人に著しく迷惑をかけるなど中学生らしからぬ行動をとったとき。

⑥ 入退部及び除籍について

- ア 入部は、保護者が所定の用紙に記入し、顧問に直接提出して許可を得る。顧問は、入部を許可した生徒の保護者に対して、入部許可書を発行する。
- イ 退部は、保護者が所定の用紙に記入し、顧問に提出して許可を得る。顧問は、退部を許可した生徒の保護者に対して、退部許可書を発行する。
- ウ 上記⑤、オや顧問の指導に従わないときは、臨時部顧問会で審議し、除籍することがある。

⑦ 部顧問会について

- ア 全部顧問で構成する。
- イ 必要に応じて実施する。

⑧ キャプテン会について

自主的・意欲的・創造的な部活動運営を目指し、各大会のチーム目標の設定や部室の清掃、管理点検、下校指導、ボランティア活動など、必要に応じてキャプテンを招集し、キャプテン会を通して活動の充実を図る。

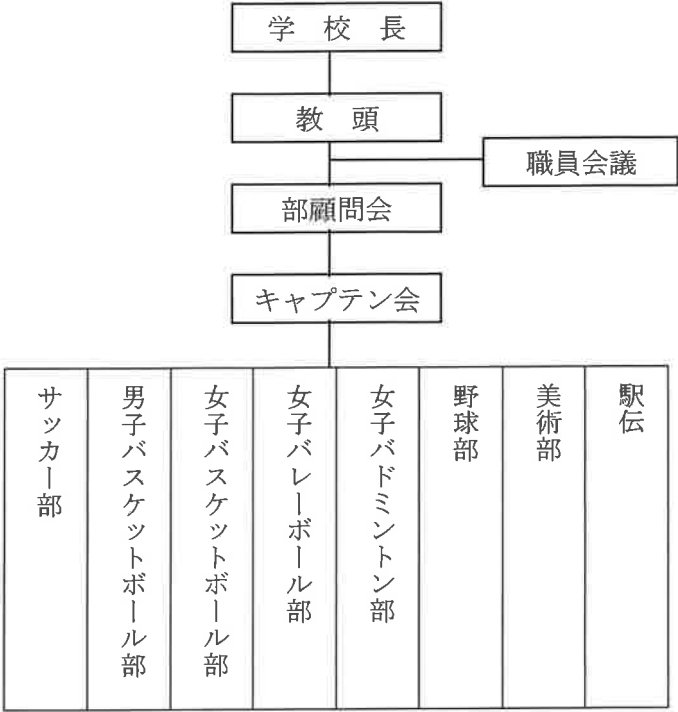
⑨ 部の設立・廃部について

- ア 部設立の条件は、
 - I. 年間を通して団体競技種目に出場できる人数を有すること。
 - II. 継続的に指導教師（常勤）が確保できる環境にあること。以上、条件が満たされる状況にあり、かつ申し出により、部顧問会で設置に係る検討を行う。学校長は、部顧問会の結果を受け、部（新規）設立の可否を判断する。
- イ 部廃部の条件は、
部設立の条件を満たすことができなくなった場合とする。学校長は、部顧問会の結果を受け、部廃部を決定する。

⑩ 同好会について

本校の生徒数の減少および職員数の減少に伴い、新たな同好会の発足は行わない。また、既存の同好会については、発足時の取り決めに基づき、発足時の世話役（職員）が転勤等で異動になる場合、新入部員の受け入れは行わない。

(5) 部活動組織図



知念中学校 部活動外部コーチ規則

(目 的)

第1条 この規則は、部活動教職員外指導者（以下、外部コーチという）に関し必要事項を定めることを目的とする。

(設 置)

- 第2条 ① 本校においては、外部コーチを置くことができる。
- ② 外部コーチは、部顧問・副顧問が部顧問会に推薦し、部顧問会で話し合った意見を参考にして校長が決定する。
- ③ 外部コーチはボランティア（無報酬）とする。

(身分保障)

第3条 外部コーチが部活動に関連して、本人の事故が発生した場合の責任及び保障については、本校が加入手続きをとった保険の保障内で対応するものとする。

(職 務)

第4条 外部コーチは、部顧問・副顧問（教職員）の指示または話し合いにより、技術指導、生徒指導にあたるものとする。

(任 期)

- 第5条 ① 外部コーチの任期は1年とし、委嘱された日から翌年の3月末日までとする。
- ② 外部コーチは再任することができる。再任にあたっては、当該部顧問・副顧問及び部顧問会の意見を受け、校長が決定する。
- ③ 校長は、第6条各項に違反し、または特別な事情があると認められるときには、任期途中であっても外部コーチを解嘱することができる。

(服 務)

- 第6条 ① 外部コーチは、部顧問・副顧問と連絡を密にし、相互協力しなければならない。
- ② 外部コーチは、独断で部活動を行ってはならない。
- ③ 外部コーチは、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、教育委員会規則、中体連規則、知念中部活動規定並びに部顧問会の取り決め等に従わなければならない。
- ④ 外部コーチは、競技大会等において審判及び本部役員の指導や指示に対し、真摯な態度で対応しなければならない。
- ⑤ 外部コーチは、その職の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(委 任)

第7条 この規則に定めるものの他、外部コーチに関し必要な事項は部顧問会の意見を聞いて校長が別に定める。

(附 則) この規則は、平成24年4月1日から施行し、その日から適用する。

知念中学校部活動指導員設置要綱

（目的）

第1条 この告示は、南城市立中学校（以下「中学校」という。）に部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を設置することにより、中学校の部活指導の充実と教職員の負担軽減を図ることを目的とする。

（身分）

第2条 指導員は、地方公務員法第22条の2に規定する会計年度職員とする。

（任用）

第3条 指導員は、以下の条件をすべて満たす者の中から専門種目や派遣学校長の意見等を考慮した上で、適正と認めた者について教育委員会が任用する。

- (1) 部活動の意義を理解するとともに、中学校の運営方針を遵守し、校長及び顧問教員等との連携を図り、指導員の職務を誠実に遂行できる者
- (2) 学校教育に理解があり、生徒に適切な指導ができる者

（任期）

第5条 指導員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

2 指導員は、再任することができる。

（職務）

第6条 指導員は、中学校の教育計画に基づき、生徒の自主性、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動において、校長に監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識、技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検、管理
- (5) 部活動の管理、運営（会計管理等を含む。）

（勤務日及び勤務時間）

第7条

2 勤務日数は1週間あたり5日以内とし、かつ連続した土曜日及び日曜日のうち少なくともその一方を勤務しない日とする。

4 指導員の勤務時間は、月40時間を上限とし、年480時間以内とする。

（服務）

第9条 指導員はその職務の遂行において、校長の監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。

※一部省略

体罰（暴力・暴言）・ハラスメントについて

（１）体罰とは

体罰とは、学校教育法との関係で、教師（指導者）が児童生徒に肉体的苦痛を与える制裁行為を行うことによって、教育上の目標を達成しようとする行為といわれている。しかし、体罰に教育的効果はなく、加えてはいけなため「暴力・暴言」として認識すべきである。懲戒はあくまでも教育上の目的に応じた教育作用として行われるものである。また、懲戒は児童生徒の教育を受ける権利を制限することもあるため、懲戒行為は慎重に行わなければならない。

平成 19 年 3 月沖縄県教育委員会人権ガイドブックを参考に、一部修正

学校教育法第 11 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

ア 体罰（暴力・暴言）はどんなときに行われているか団体行動を求められ、時間で動かされているなど、個人よりも集団が優先されたりする場合に多く発生する。

- 児童生徒の言動に反射的に起きた私的感情を抑えきれなかったとき。
- 何度も同じ事を繰り返し言ったり確認したりしたのに、指導者の指示通りに動かず、カーッとしたとき。
- 指導者が指示したことに対して児童生徒が口答えするなど反抗的な態度をとったとき。
- 指導者と児童生徒の人間関係がうまくいっていないとき。
- 指導者の体調不良や機嫌が悪いとき。

イ 体罰（暴力・暴言）では教育はできない

- 体罰（暴力・暴言）は違法な行為であり、人権侵害である。体罰（暴力・暴言）は、学校教育法第 11 条によって明確に禁止されており、児童生徒の人権を踏みにじるものである。体罰（暴力・暴言）はどのような理由からも正当化できない。
- 体罰（暴力・暴言）は、力による強制であり、児童生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つけるとともに、指導者や学校への信頼を失わせる。体罰（暴力・暴言）の多くは指導者が一時的感情にかられて行う場合が多く、児童生徒は屈辱感を持ち、指導者や学校への不信感を抱くことになる。
- 体罰（暴力・暴言）には、教育的効果がないばかりでなく、逆に児童生徒と指導者の信頼関係をこわし、それまでの指導者の努力がすべて水泡に帰すことになる。
- 体罰（暴力・暴言）は児童生徒の意欲を奪い、暴力容認の考え方を植え付ける。体罰（暴力・暴言）は成長しようとする児童生徒の意欲を失わせ、本来、人権尊重の精神を教えなければならない立場にある指導者が、児童生徒に暴力肯定の考え方を持たせてしまうことにつながる。また、いじめ、不登校、校内暴力の遠因となっているとの指摘もある。

ウ 指導の成果を性急に求めない

- 授業や生徒指導、部活動を行っているとき、指導者は児童生徒との間で強い緊張関係の状態におかれることがある。しかし、発達段階にある児童生徒を指導する立場にある指導者は、児童生徒の成長をじっくり見守っていくことが求められる。指導の成果を性急に求めない実践と研修を日頃から積むことが必要である。

エ 体罰（暴力・暴言）により失われるもの

- 体罰（暴力・暴言）は、児童生徒の人権を侵害する非教育的行為であるとともに、体罰（暴力・暴言）

言)によって多くのものが失われる。これらが失われると、児童生徒は次のような行動をとる傾向が強くなる。

- ・指導者、学校に対する児童生徒や保護者の信頼。 ・児童生徒の人間的誇り。
- ・児童生徒の自ら考える力。 ・児童生徒が自ら成長しようとする意欲。
- ・児童生徒の意欲。 ・児童生徒の豊かな心の育成。 ・学校の明るさやなごやかさ。
- ・主体的に思考し行動することが、できなくなる。
- ・指導者が怖くて、嫌いになり、学校へ行きたくなくなる。
- ・指導者の指導に素直に従わなくなる。
- ・暴力・暴言を認め、力によって物事を解決するようになる。
- ・指導者に対する不満をいじめに転嫁するようになる。
- ・指導者に本当のことを言わなくなり、裏表のある行動をとるようになる。

(2) ハラスメントとは

ア 「パワーハラスメント」

一般的に、パワーハラスメントは、権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉である。職権を背景に、本来の範疇を越えて、継続的に人格と尊厳を傷つけることをいう。部活動においては、自分のキャリアを背景に指導者から部員、指導者から同じ部活動の他の指導者などのケースに対しても起こりうる。パワーハラスメントは許されない行為であり、パワーハラスメントを受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢を持つことが大切である。

○ 部活動におけるパワーハラスメントの例

- ・頻繁に怒鳴りつけられたり、叱責されたりする。部活動中の指導において、頻繁に怒鳴りつけたり、過剰にストレスを与えるような言動は、パワーハラスメントになる。
- ・「辞めれば?」「死ね!」などと頻繁に言われる。大声で怒鳴らなくても精神的に追い込むような言動は、パワーハラスメントになる。
- ・部活動中の行動を細かくチェックされるなど必要以上に干渉されたり、無視されたり、他の部員と比べて明らかに違う場合は、パワーハラスメントになる。
- ・物を投げつけられたり、殴られたりする。この場合は、パワーハラスメント以前に傷害罪などになる。

○ 部活動におけるパワーハラスメント防止のためのチェックポイント

- ・指導者一人一人が、身近な言動を見直し、お互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。(しない、させない、見逃さないという部活動環境づくり)
- ・不快にさせる言動に対し、指導者としてふさわしい判断基準を身につけさせる。
- ・指導者として、児童生徒、保護者等の反応を敏感に察知するとともに、お互いが気軽に意思表示できる環境をつくる。

イ 「セクシャル・ハラスメント」

一般的に、学校教職員(指導者)によるセクシャル・ハラスメントとは、児童生徒や職場の同僚の意に反した性的な性質の言動を行い、それによって、児童生徒に学校生活を送る上で一定の不利益を与えたり、あるいは、職場の同僚に職務を遂行する上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって、就学環境・職場環境を著しく悪化させることである。セクシャル・ハラスメントは許されない行為であり、セクシャル・ハラスメントを受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢をもつことが大切である。

○ 認識の重要性

指導者は、セクシャル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- ・お互いが人格を尊重し合うこと。
- ・相手（児童生徒等）を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
- ・性別による優劣の意識をなくすこと。

○ 基本的な心構え

- ・親しさを表すつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- ・児童生徒やその保護者、他の教職員等との関係にも注意しなければならない。
- ・セクシャル・ハラスメントは、基本的人権に関わる大きな問題であり、被害者にとっては身体のみならず、心の中にも大きな傷として長く残ることになる。